

# 商工こすど かわら版

第223号  
小須戸  
商工会



あけまして  
おめでとう  
ございます



本年も役員一同、地域経済発展のため、よりいっそう邁進してまいります。  
会員の皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、商工会への変わらぬご理解と協力を賜わりますようお願い申し上げます。

平成三十一年一月

会長	山口 能行	理事	武田 聡
副会長	星田 浩意	理事	小池富美雄
副会長	村井 豊	理事	川瀬 雅司
理事	高野 浩和	理事	吉田 松夫
理事	八木 達雄	理事	高井 学
理事	古川 満	理事	加藤 由輝
理事	村山 朋浩	理事	原 武幸
理事	砂井 時雄	理事	高橋 綾子
理事	梅津 三洋	監事	田中 正英
理事	小林 市蔵	職員	小見 健雄
理事	保科 唯雄	職員	一同

## 平成三十年度 「行政との懇談会」開催

去る十一月二十七日(火)午後三時三十分から、小須戸商工会館において、新潟市秋葉区長 熊倉淳一様、小須戸出張所長 本望博行様、産業振興課長 長崎忍様、建設課課長補佐 落合謙様をお招きして、「行政との懇談会」が開催されました。  
紙面の都合上、事前質問・要望事項に対する回答の趣旨のみお知らせいたします。

## ◎国道四〇三号バイパスの 全線開通について

開通時期については、平成三十二年六月頃に田上側の道の駅の開設にあわせて開通するというところで、大きく変わっていない。田上側の新潟県が行う工事と、新潟市が行う田上町境までの工事と二つあり、開通工事を行う時は一緒に行うためお互いの進捗状況を見ながらになる。開通時期は平成三十二年の年度終わりの三月あたりが有力な時期と思われるが、遅くとも六月までということに

なっている。確定ではないが、平成三十二年の春頃に開通とご認識いただきたい。

## ◎小須戸橋架け替え事業の 進捗状況について

小須戸側の新小須戸橋からの取付道路について、新しい橋は堤防より高さが四・五m位上がるので、小須戸側の取付道路は橋から市道北浦線までの二八〇mの区間に勾配をつけてすりつけるようになっており、車が下を通れるよう、途中にカルバートボックスを二ヶ所設置する予定である。国の方では今年度いっぱい詳細設計を終える予定となっており、用地測量、用地買収、占用地解除等を含めて工事着手となるため、今のところ完成時期は未定である。

## ◎小須戸橋架け替え事業に伴う 桜並木の新設について

小須戸橋架け替え事業実施に伴い、事業の支障となる部分の桜については伐採させていただく。新しい場所への設置については、設置場所を含め、地域の皆様と意見交換をさせていただきます。

## ◎新小須戸橋から商店街、町屋への 取り付け道路の整備と 案内標識板の設置について

新しい小須戸橋は、現在より七五〇m上流にかかるため、商店街・町屋から遠ざかってしまう。訪れる人が戸惑うことのないよう、案内看板・案内標識を小須戸橋を渡りきった所に付けさせていただく。表示内容については改めて相談させていただきます。

## ◎菩提寺山山頂への トイレの設置について

バイオトイレについては、山頂まで電気がないとうまく働かないため山頂まで下水、上下水道、電気、道路の整備が必要になるため設置は難しい。また、維持管理をどうするかという問題もある。現在、菩提寺山は四つの登山口があり、いずれも下の方に水洗トイレが整備されている。また、平成十九年と平成二十六年に、一般登山者と里山活動団体に対してアンケート調査を行った結果では、どちらかというと不要、あるいは不要と答えた方が六一%であった。この結果も踏まえると、現時点では山頂へのトイレ設置は考えていない。  
以上が、回答の要旨です。

**繁盛店作り支援事業  
成果報告会が開催されました**

去る十二月十八日(火)午後一時から、小須戸商工会館において、(株)全国商店街支援センターの支援のもと、九月から十二月にかけて取り組みました、繁盛店作り支援事業の成果報告会が開催されました。当日は、尙かまくらや、(株)浜屋、住吉屋寝装店の事業主の皆様から取り組みについて発表され、講師によるまとめの後、他県の商店街の取組についての紹介と受講者への表彰状が授与されました。

【発表の様子】



当会では、引き続き伴走型の事業を実施してまいりますので、是非ご相談ください。



【発表の様子】

【表彰状の授与】



**消費税引上げに伴う  
価格設定について(ガイドライン)**

平成三十一年十月一日から、消費税率が引き上げられます。消費税率の引上げ前後において、消費者が安心して購買いただくための柔軟な価格付けができるよう、ガイドラインがまとめられましたのでご案内いたします。(紙面の都合上、一部抜粋)

**一・価格設定に関する考え方**

宣伝・広告に関して規制されます。  
○禁止されない表示(例)  
「十月一日以降〇%値下げ」  
「十月一日以降〇%ポイント付与」  
×禁止される表示(例)

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止

**二・適正な転嫁の確保**

消費税率の引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があつてはなりません。消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止しています。

**三・その他**

消費税率引上げ前に、事実として「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。

税込価格の表示(総額表示)を義務化している消費税法の特例として、税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できません。

**(例)個々の値札で「税抜価格」と明示**

店内掲示、チラシ表示により一括で税抜価格であることを明示  
消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行う「便乗値上げ」は抑制するよう求めています。税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを妨げるものではありません。

**風しん予防対策をとっていますか**

平成三十年は全国的に風しんの届出数が増加しています。風しんにかかる患者のうち、働く年齢層の方が多くなっています。風邪に似た症状ですが、まれに脳炎など重症化するほか、妊婦を経由して新生児に先天性の障害を起す可能性もあります。県では、妊娠を希望する女性や妊婦の同居者等を対象に、風しん抗体検査事業も実施していますので、予防対策についてご確認ください。

**【事業者の皆様へ】**

- ①従業員が抗体検査や予防接種のために医療機関などの受診を希望した場合にはご配慮ください。
- ②入社時などに、予防接種の記録の確認を本人に呼びかけてください。
- ③職場での感染予防のため、風しんにかかった方の休暇にご配慮ください。

**新津税務署「平成三十年度納税表彰式」  
小須戸中学生が税に関する「作文」・「標語」で栄えある受賞**

「税に関すること」をテーマに中学生から募った作文・標語の中から、優秀な入選作品に対して表彰する「平成三十年度納税表彰式」が十一月九日（金）、秋葉区役所において新津税務署並びに新津税務署管内税務協力団体協議会の主催により開催され、賞状と記念品が贈られました。

これは、十一月十一日から十七日の「税を考える週間」に伴い募集されたもので、次代を担う中学生に税についての関心を深めてもらうため、毎年実施しているものです。新津税務署管内の中学校（十三校）から、作文は十校・五六二編、標語は九校・二二二九点の応募があり、その中より小須戸中学校からは、次の四名の生徒さんが各賞を受賞されました。



- 二列目  
左から五番目 巳亦 琴子さん  
右から四番目 青木 真柊さん  
右から三番目 伊藤 翼さん

**◎中学生の《税》についての作文**

**新津税務署管内  
納税貯蓄組合連合会優秀賞**

**「みんなの暮らしと税」**

小須戸中学校一年

みまた 巳亦 琴子さん

みなさんは、この世界に税は必要だと思いませんか？私は、とても重要で、必要なものだと思います。理由は二つあります。一つ目は、学校・図書館・公園などの施設は、税金で成り立っているものが多いからです。二つ目は、先に述べたことも含め、私達の生活は税金によって支えられているからです。けれど私は、前まで「税」

に対しての偏見やちよつとした嫌悪感を持っていました。しかし、税の教室や、ニュースなどのメディアから、税の大切さを知ることができました。このことから、税についてさらにくわしく調べてみました。調べてみると、日本の税はかなり低く、外国は日本の数倍など、日本よりも高いということがわかりました。例えば、アジアでは中国で十七パーセント。そして、特に高いところで、スウェーデン・デンマーク・ノルウェーが二十五パーセント。イギリス・フランスが二十パーセントでした。私は、十五パーセント以上の国がとても多いことにおどろきました。なので、今まで高い！と思っていた日本の税金は、世界的に見ればかなり低いんだと思い直しました。そして、ヨーロッパ方面にある国は、高い所が多く、アジアはヨーロッパに比べると高い所が少ないということもわかりました。

ですが、低いばかりが良いわけではないということも一緒に知ることができました。税金は低ければ自分達が出すお金が減ると思うがちですが、税金を払うことで、国の財源が安定したりして、国家運営の予算が組みやすくなったりするそうです。さらに、消費税を増税することで、実際の支払額が高くなるので、消費や投資を抑えるという働きがあるようです。

では逆に、税があることによつて悪い所はあるのでしょうか。これも調べてみました。まず、税があることで、無い時よりも物価が高くなるので、みんなが節約したりして、買う回数・物が少なくなりそうです。そうすると日本の景気をどんどん悪化させていくそうです。さらに、今の日本はまさにその状態らしいのです。

税金のことについて調べてみた結果、外国の税金事情、税金があることによる良い所と悪い所を知ることができました。外国の税金の割合を知り、日本の税金をあらためて見直すきっかけになったし、あることによる良い所・悪い所を知ることによって、自分の意見を考え直すこともできました。考え直してみても、やっぱり私は税金が必要だと思いました。

**関東信越税理士会  
新津支部長賞**

**「税のおかげで」**

小須戸中学校 一年 **青木 真柊さん**

**小須戸商工会長賞**

**「もしも税金が  
存在しなかったら」**

小須戸中学校 一年 **伊藤 翼さん**

紙面の都合上、作文は新津税務署管内納税貯蓄組合連合会優秀賞のみ掲載いたしました。

**◎中学生の《税に関する標語》**

**小須戸商工会長賞**

**「平成を 支えた税金**

これからも」

小須戸中学校 三年 **松井 一紗さん**

**新津税務署から**

**確定申告に係るお知らせ**

新津税務署では、左記内容にて、申告に関する相談会場を設置します。

【場所】 秋葉区役所 六階会議室

**【期間】**

二月十八日(月)～三月十五日(金)  
午前九時～午後四時(土日除く)

※設置期間中は、新津税務署庁舎では、申告相談は行われません。

【平成三十年分の確定申告期間 (納期限)】

**《所得税》**

二月十八日(月)～三月十五日(金)

(振替納税は、四月二十二日(月))

**《贈与税》**

二月一日(金)～三月十五日(金)

**《消費税及び地方消費税》**

二月十八日(月)～四月一日(月)

(振替納税は、四月二十四日(水))

☆振替納税(口座引落し)を選択され

ますと、振替期日の引落しをもって、期限内納税となりますのでお得です。希望される方は、税務署へ「口座振替依頼書」の提出が必要です。

**確定申告のご相談の際には**

**お知らせハガキが必要です**

商工こすどかわら版十一月号におきまして、税務署から所得税の申告書用紙の送付が行われなくなる旨のご案内いたしました。代わりに送付されるハガキ(又は通知書)には確定申告に必要な内容が記載されています。当会に確定申告の相談指導を依頼される方につきましては、申告に必要な書類と一緒にお知らせハガキ(又は通知書)もご持参ください。すよつお願いいたします。

なお、ハガキは一月下旬に発送される見込みです。

**【お知らせ通知書見本】**

(現金による納付があった方)

**【お知らせハガキ見本】**

(現金による納付がなかった方)